



■ 設置した住宅用火災警報器を点検しましょう！

住宅用火災警報器の維持管理は大丈夫ですか？

住宅用火災警報器は、消防法の改正により、新築住宅については平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については平成 21 年 6 月 1 日から、全ての住宅に対して**設置**と**維持**が義務となっています。

せっかく設置した住宅用火災警報器も、いざというときに正常に機能しなければ役に立ちません。火災が発生した場合に正しく作動するように、日頃から**点検**や**掃除**をして、**維持管理**に努めましょう。

先日、住宅用火災警報器の設置について「**街頭アンケート**」を実施しましたが、点検をしている方はわずか「**17.9%**」でした。



点検と清掃はどうするの？

- 点検用のボタンを押す、またはひもを引いて、**月に一度は作動確認**を行いましょう。
- 自動試験機能により異常を知らせるランプが点灯した場合には、**本体の交換**をおすすめします。
- 警報器はホコリや汚れの付着により、感知しづらくなったり、誤作動してしまうことがありますので、こまめにふいて**掃除**をしましょう。

交換は必要なの？

- 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の故障や電池切れなどにより、火災を感知しなくなることがあります。**10年を目安に本体の交換**を進めています。ご自宅の住宅用火災警報器は10年経過していませんか？確認してください。

警報が鳴った時は？

- ① 火災のとき
⇒ 大声で周りに火災を知らせ、119番通報をしましょう。可能ならば初期消火を行ってください。消火が困難な場合は、速やかに避難してください。
- ② 火災でないとき
⇒ 火災以外の湯気や煙、熱を感知して鳴ることもあります。その時は、警報音停止ボタンを押す、またはひもがついているタイプのものはひもを引く、もしくは、室内の換気をすると警報音は止まります。
- ③ 電池切れまたは故障のとき
⇒ 電池がなくなりかけた時や、故障した時に警報音が鳴る機種もあります。上記の方法により警報音を止めて、**電池交換**や**機器**交換をしてください。

ご注意ください！

住宅用火災警報器の点検や掃除、本体の交換は、高所での作業となりますので、ご家族と協力して転落、転倒による**ケガ**をしないように十分注意してください。

消防署では警報器の販売は行なっていません。消防署を名乗る悪質な訪問販売にご注意ください。

《関係記事（別ページ）》

【住宅用火災警報器の交換・点検について】

[一般社団法人 日本火災報知機工業会](#)

【住宅防火情報について】

[総務省消防庁予防課](#)